

〔Daily 日本史〕 ～土地制度の流れはわかってる？～

【問】 2003 年 関西大学 法

次の(A)～(E)の各文の(1)～(10)に入れるのに最も適当な語句、あるいは人物名を、漢字で解答欄に記入しなさい。

- (A) 古代律令制下の農民は(1)や計帳に登録され、律令国家の強い支配を受けた。(1)は6年ごとに作られ、これにもとづいて6歳以上の男子には2段の、女子にはその3分の2の(2)が支給された。(2)は売買が禁止され、死者の(2)は次の班田の年をまって収公された。こうした律令国家による田地の管理統制策を班田収授法という。
- (B) 律令国家は田地の拡大をはかるために、723年に三世一身法を出して、溝池こうちを新設して開墾したものには、本人・子・孫の三世まで私有を認めることとした。このとき右大臣として政権を握っていたのは(3)である。ついで、743年に墾田永年私財法を發布し、所有面積の上限を設けた上で、墾田の永久私有を承認した。このとき左大臣として政権を握っていたのは(4)であった。
- (C) 10世紀以降、公領や荘園の田地耕作を請け負った有力農民を田堵という。彼らの耕す田地は名(名田)という課税単位に分けられ、(5)・臨時雑役などの負担を課せられた。田堵は次第に土地に対する権利を強め、やがて(6)に成長する。(6)は名田の一部を隷属農民である下人などに耕作させ、他の一部を作人に請作させることで、さらに有力化していった。
- (D) 各地の開発領主や(6)のなかには、武装化して武士団を形成するものもあらわれた。そのなかでも東国武士団の多くは源頼朝と主従関係を結び、鎌倉幕府の御家人として(7)に任命されることで、その所領支配を確実にしていった。承久の乱後には畿内および西国の荘園・公領にも(7)が広く置かれるようになった。幕府は守護や国衙こくがに命じて(8)をつくらせて、国ごとの田地面積や領有関係を記録し、課役賦課の台帳として活用した。
- (E) 南北朝争乱のなかで守護はその権限を大きく拡大させた。とりわけ(9)令は、荘園・公領の年貢の半分を軍費として徴発する権限を認めたもので、守護が年貢徴収を請け負う守護請とともに、守護の荘園・公領侵略を促進する役割を果たした。こうして一国全体の地域的支配権を確立した守護を守護大名とよぶ。その代表的なものには、六分一衆と称された(10)氏のほか、細川氏・畠山氏などがある。

【解答】

- (1) 戸籍 (2) 口分田 (3) 長屋王 (4) 橘諸兄 (5) 官物
- (6) 名主 (7) 地頭 (8) 大田文 (9) 半済 (10) 山名